

Ⅲ 障害福祉計画

Ⅲ 障害福祉計画

1 障害福祉計画についての考え方

(1) 計画期間

障害福祉計画は、国が定める「基本方針」を踏まえ、平成 23 年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら数値目標を設定し、平成 18 年度中に、平成 20 年度までを第一期障害福祉計画として策定するものです。

第二期は、平成 20 年度末までに、第一期障害福祉計画の必要な見直しを行った上で、平成 21 年度から平成 23 年度までの期間で作成します。

(2) 計画目標および基本理念

障害福祉計画は、「練馬区障害者計画」に内包されるものであり、その計画目標や基本理念に基づいて、地域生活などの基盤整備を計画的に進めていくものです。

区 の 基 本 理 念 等

【障害者計画再掲】

計 画 目 標

障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会をめざします。

基 本 理 念

- ① 自己選択・自己決定による利用者本位の支援
- ② ケアマネジメントによる相談支援とサービスの提供
- ③ 「気づき」と「支えあい」による成熟した社会へ
- ④ 区民や地域との共生を進める障害者施策の実現

(3) 国の基本指針

国は、「基本指針」で以下の基本理念等を掲げています。

このことも踏まえながら、基盤整備を進めていきます。

国の基本指針

基本理念

- ① 障害者の自己決定と自己選択の尊重
- ② 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化
- ③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

計画の視点

- ① 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- ② 希望する障害者に日中活動サービスを保障
- ③ グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

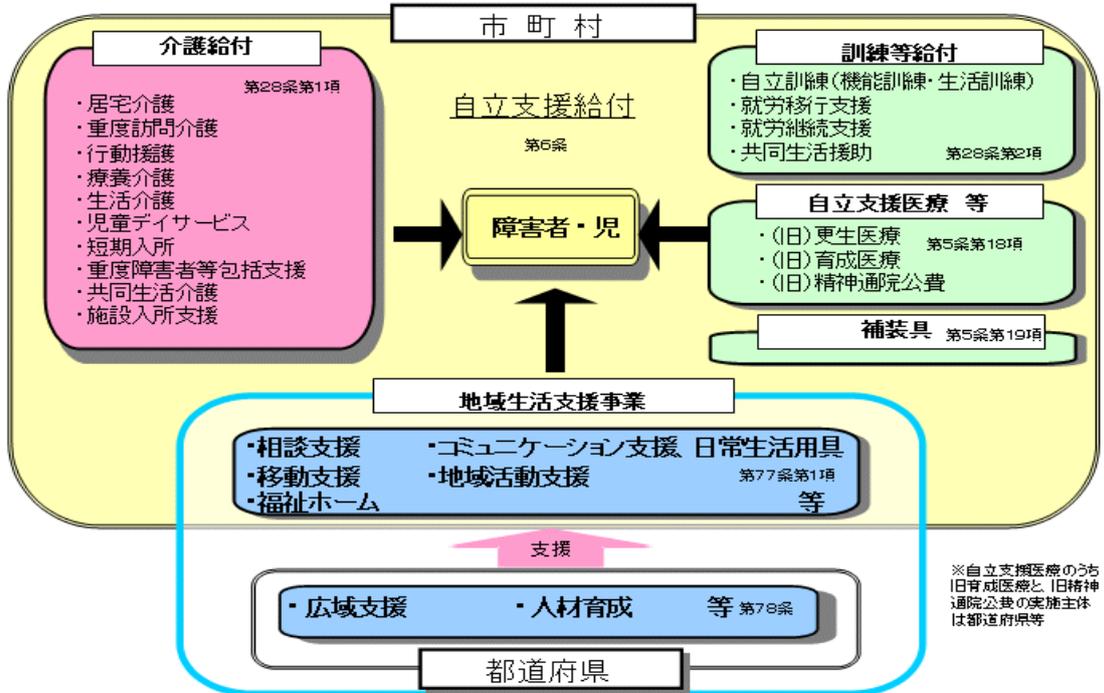
目標の設定

- ① 就労や地域移行等についてめざす方向の明示
- ② 地域内のサービス提供体制の見直し
- ③ 一般就労への移行、工賃水準の引き上げ
- ④ 地域生活への移行の促進

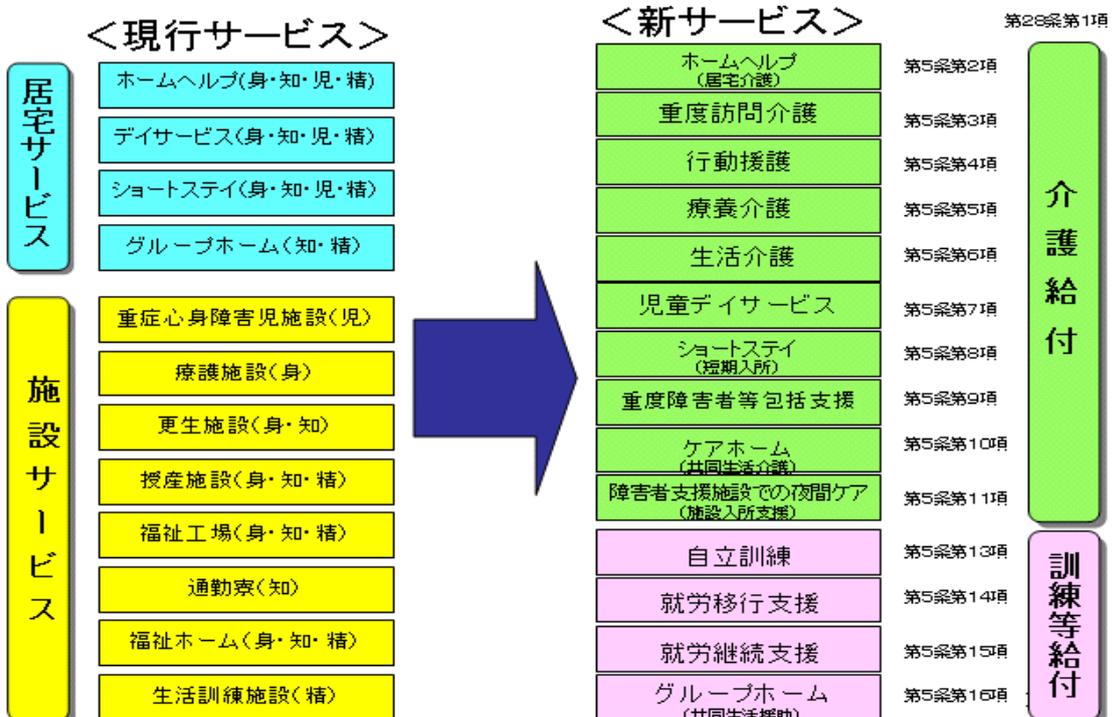


障害福祉サービスの体系図

① 総合的な自立支援システムの構築



② 福祉サービスに係る自立支援給付の体系



※この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化 第28条第2項

2 障害福祉計画の数値目標等について

(1) 平成 23 年度における数値目標について

① 入所施設の入所者の地域生活への移行目標

目標設定の考え方

- 区では、平成 23 年度末までに、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所施設利用者のうち、1 割の者が地域移行するという数値目標を設定し、地域生活移行後の生活基盤の整備に取り組んでいきます。

17 年 10 月 1 日
入所者数
430 人

平成 23 年度末の
地域生活移行者数
43 人

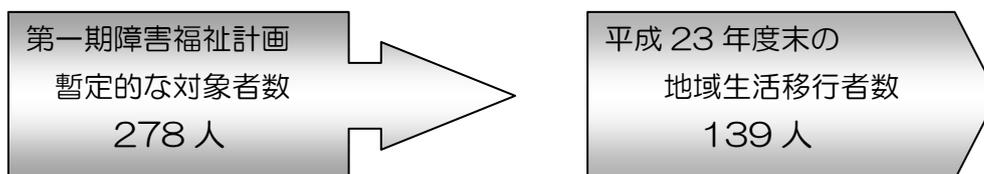
確保のための方策

- 入所施設に対して、自立訓練事業や就労移行支援に取り組むように促し、入所者の、グループホーム等の地域生活への移行を図ります。
- また、すでに地域移行プログラム等により、入所者の地域移行が行われている入所施設もあります。
- グループホームの機能の拡充を図り、体験利用制度等の整備を検討します。
- 平成 22 年度までに、障害者地域生活支援センターを 4 か所設置済みの状況にし、生活に関するさまざまな相談等の支援により、地域生活の安定を図ります。

② 平成23年度末における退院可能精神障害者の地域移行目標

目標設定の考え方

- 区では、平成23年度末において暫定的な対象者の5割の者が地域生活に移行するという数値目標を設定し、地域生活移行後の生活基盤の整備に取り組んでいきます。



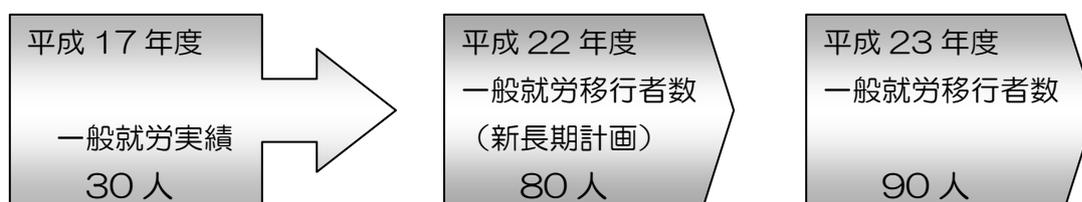
確保のための方策

- 障害者地域生活支援センター「きらら」の実施する退院促進事業により、精神科病院や保健相談所等と連携を図りながら、入院者の退院に向けた取り組みを進めます。コーディネーターが病棟を訪問し、退院後の生活の希望や不安などを十分に把握した上で、ケアプラン等を作成し、地域移行を図ります。
- 共同作業所やグループホーム等との協力により、当事者を含めた生活サポーターの養成を図り、入院者の地域生活への不安解消や退院への意識を高めていきます。
- グループホームの体験利用や共同作業所等の社会資源の見学をとおり、具体的に地域生活がイメージできる取り組みを行います。
- グループホーム・ケアホームの整備の促進を図ることと、居住サポート事業を整備することで、地域における居住の場の確保を行います。
- 退院後は、保健相談所の保健師や福祉事務所のケースワーカーとの連携により、安定した地域生活が送れるように、支援を継続します。
- 退院促進関係者によるネットワークを構築し、保健、福祉等の各機関がその役割を明確にしながら、退院への課題等に取り組んでいきます。

③ 福祉施設から一般就労への移行目標

目標設定の考え方

- 練馬区新長期計画では、対象を「就労を希望する障害者」として平成 22 年度目標を設定しています。また、これまでも、区内の就労支援団体や法定施設以外からの実績がありました。そこで、区では、平成 23 年度中の数値目標を、練馬区障害者就労促進協会や法定施設、小規模作業所等からの就労者数をすべて合わせた実績をもとに、3 倍とすることとします。



確保のための方策

- 練馬区障害者就労促進協会の機能の強化を図り、就労支援員を積極的に施設や企業に派遣し、連携を図ることで、就労支援を効率的・効果的に行う体制をつくります。このことにより、就労支援の技術等がなく就労支援を行うことのできなかつた施設や、障害者雇用に不安があり雇用に消極的だった企業が、障害者就労に前向きに取り組むことができる状況をつくります。
- 練馬区障害者就労促進協会が、就職を希望する方の状況の把握を十分に行える体制をつくることで、雇用情報に対し適切で迅速な就労支援を行うことを可能にします。
- 障害特性に合わせ、短時間就労やグループ就労などの多様な雇用形態を、企業に対して積極的に提案します。あわせて、助成制度の利用支援など、企業への支援も行っていきます。
- 練馬区障害者雇用協議会による区立施設の清掃事業や、庁内実習等を活用し、就労意欲の増進を図ります。また、企業実習にあたっては、障害者自身に企業実習奨励金を支給することで働く意識の向上を図ります。
- 就労支援ネットワーク会議の充実を図り、障害者就労の課題検討や個別の事例研究等を行い、就労支援の質を高めていきます。

(2) 障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策

18年度現在の利用実績をもとに、17年4月からの推移、入所・入院者の地域移行、養護学校等からの新規利用、事業者の移行計画等により見込み量を算出しました。確保のための方策については、障害者計画個別事業との重なりがあります。

① 居宅における生活支援のためのサービス

(ア) 居宅介護

サービスの内容	利用できる方
自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害程度区分1以上の障害者（身体・知的・精神）と障害児

23年度目標	720人 17,068時間	確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年4月からの実績をもとに、平成17年4月からの利用の伸びを勘案しました。 ○ 精神障害者の利用の伸びが顕著です。退院者の利用も見込んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査会の意見や障害程度区分を勘案した必要なサービスの提供に努めます。 ○ 質の高いサービスを提供するため、都に対し、指定事業者の指導内容等について要望します。基準該当事業者に対し、研修等を実施します。 	

(イ) 重度訪問介護

サービスの内容	利用できる方
<p>自宅で、食事や排せつなどの身体介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動支援などを総合的に行います。</p>	<p>重度の肢体不自由者で、常時介護を要する方のうち、障害程度区分4以上で二肢以上にまひがある方など</p>
<p>23年度目標 107人 33,653時間</p>	<p>確保のための方策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年4月からの実績をもとに、平成17年4月からの利用の伸びを勘案しました。 ○ 微増の状況が続くと予測されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査会の意見や障害程度区分を勘案した必要なサービスの提供に努めます。 ○ 質の高いサービスを提供するため、都に対し、指定事業者の指導内容等について要望します。基準該当事業者に対し、研修等を実施します。

(ウ) 行動援護

サービスの内容	利用できる方
<p>危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。</p>	<p>知的障害や精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方で、障害程度区分3以上の方など</p>
<p>23年度目標 12人 452時間</p>	<p>確保のための方策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年2月までは、利用実績がありません。 ○ 微増していくと思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査会の意見や障害程度区分を勘案した必要なサービスの提供に努めます。 ○ 質の高いサービスを提供するため、都に対し、指定事業者の指導内容等について要望します。

(工) 重度障害者等包括支援

サービスの内容	利用できる方
「サービス利用計画」に基づいて、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。	常時介護が必要な障害程度区分6の方で、四肢すべてにまひのある寝たきりの方など
23年度目標 8人 3,472時間	確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年2月までは、利用実績がありません。 ○ 微増していくと思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査会の意見や障害程度区分を勘案した必要なサービスの提供に努めます。 ○ 質の高いサービスを提供するため、都に対し、指定事業者の指導内容等について要望します。

(才) 短期入所

サービスの内容	利用できる方
介護者の病気などのため障害者支援施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害程度区分1以上の障害者（身体・知的・精神）と障害児
23年度目標 125人 748日	確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年4月からの実績をもとに、平成17年4月からの利用の伸びを勘案しました。 ○ 精神障害者の利用の伸びが顕著です。今後とも増加すると予測されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループホーム等との併設による整備に、区が補助金を交付し、実施の拡大を図ります。

(カ) 児童デイサービス

サービスの内容	利用できる方
<p>障害児施設などに通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。</p>	<p>個別療育や集団療育を行う必要があると認められた児童</p>
<p>23年度目標 115人</p>	<p>確保のための方策</p>
<p>○ 心身障害者福祉センターでの事業実施は、飽和状態となっている状況です。</p> <p>○ 今後は、こども発達支援センターへ事業再編する中で、拡充が見込まれます。</p>	<p>○ 心身障害者福祉センターを、こども発達支援センターとして事業再編し、事業の拡充を図ります。</p>



② 居住の場を支援するためのサービス

(ア) 施設入所支援

サービスの内容	利用できる方
<p>障害者支援施設において、夜間の入浴、排せつ等の介護や日常の相談支援等を行います。</p>	<p>① 障害程度区分 4 以上（50 歳以上は区分 3 以上）の生活介護利用者 ② 自立訓練等を利用している方で、通所が困難な方</p>
<p>23 年度目標 430 人</p>	<p>確保のための方策</p>
<p>○ 23 年度末までに、すべての入所施設が新事業に移行すると想定しています。 ○ 23 年度末までに、17 年度の施設入所者のうちの 1 割が地域移行することとします。</p>	<p>○ 区内入所施設に対し、早期に新事業に移行することを促します。 ○ グループホーム等の整備について、整備費の加算補助を行うことで、地域移行の促進を図ります。</p>

(イ) 共同生活介護（ケアホーム）

サービスの内容	利用できる方
<p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、食事、排せつ等の介護等を行います。</p>	<p>知的障害者、精神障害者で、障害程度区分 2 以上の方 ※身体障害者にも対象を拡大するか、検討中です。</p>
<p>23 年度目標 95 人</p>	<p>確保のための方策</p>
<p>○ 平成 18 年 4 月からの実績をもとに、入所・入院者の地域移行による伸びを見込みながら算定しました。</p>	<p>○ グループホーム等の整備について、整備費の加算補助を行うことで、民間事業者を誘致し、整備の促進を図ります。</p>

(ウ) 共同生活援助（グループホーム）

サービスの内容	利用できる方
<p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。</p>	<p>介護は必要とせず、就労している、または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者 ※身体障害者にも対象を拡大するか、検討中です。</p>
<p>23 年度目標 190 人</p> <p>○ 平成 18 年 4 月からの実績をもとに、入所・入院者の地域移行による伸びを見込みながら算定しました。</p> <p>○ グループホームの機能拡充や居住支援により、グループホームから一般住宅への移行も見込まれます。</p>	<p>確保のための方策</p> <p>○ グループホーム等の整備について、整備費の加算補助を行うことで、民間事業者を誘致し、整備の促進を図ります。</p> <p>○ 居住支援事業を整備し、一般住宅への移行を促進します。</p>



③ 日中活動を支援するためのサービス

(ア) 療養介護

サービスの内容	利用できる方
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者で、 ① 気管切開を伴う人工呼吸管理を行う障害程度区分6の方 ② 筋ジストロフィー患者または重度心身障害者で、障害程度区分5以上の方

23年度目標	8人	確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年4月からの実績をもとに、平成17年4月からの利用の伸びを勘案しました。 ○ 微増していくと思われま。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関と連携しながら、必要なサービスを提供します。



(イ) 生活介護

サービスの内容		利用できる方
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。		地域や入所施設で安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者で、 ① 障害程度区分3（施設入所は区分4）以上の方 ② 年齢が50歳以上の方は、障害程度区分2（施設入所は区分3）以上
23年度目標	751人	確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年現在の区立福祉園通所者の状況や、入所施設が新事業に移行した際の日中活動利用数により算出しました。 ○ 養護学校等からの新規利用者、入所施設からの地域移行者の利用も見込んでいます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の利用定員の弾力化により、受入数の増を図ります。 ○ 区内入所施設と連携しながら、施設が行う日中活動への通所を検討していきます。

(ウ) 自立訓練（機能訓練）

サービスの内容		利用できる方
有期限のプログラムに基づいて、身体能力の向上のための必要な訓練等を行います。		地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者で、 ① 入所施設・病院を退所・退院した方 ② 盲・ろう・養護学校を卒業した方
23年度目標	14人	確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年2月までは、利用実績がありません。 ○ 微増していくと思われます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス事業者と連携しながら、必要なサービスを提供します。

(エ) 自立訓練（生活訓練）

サービスの内容	利用できる方
<p>自立生活が困難な方が結う期限のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練等を行います。</p> <p>【宿泊型】 就労している方等を対象に、帰宅後に訓練を行うため、一定期間居住の場を提供するもの</p>	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者で、</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した方 ② 盲・ろう・養護学校を卒業した方</p>
<p>23 年度目標 50 人</p>	<p>確保のための方策</p>
<p>○ 平成 18 年現在の利用実績をもとに算出しました。</p> <p>○ 今後、更生施設利用者で生活介護に移行しない方の利用を見込んでいます。</p>	<p>○ 区立福祉園が新事業に移行する際には、必要なサービスが提供できるように整備していきます。</p>

(オ) 就労移行支援

サービスの内容	利用できる方
<p>有期限のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のため必要な訓練等を行います。</p>	<p>一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正に合った職場への就労等が見込まれる方 65 歳未満の障害者</p> <p>① 企業等への就労希望 ② 在宅で就労・起業希望</p>
<p>23 年度目標 156 人</p>	<p>確保のための方策</p>
<p>○ 平成 18 年現在の利用実績をもとに算出しました。</p> <p>○ 養護学校等からの新規利用者、入所施設からの地域移行者の利用も見込んでいます。</p>	<p>○ 福祉作業所等の就労移行支援事業への移行促進を図り、あわせて、適切な就労支援が行えるように、就労促進協会と連携した支援を行います。</p>

(カ) 就労継続支援A型

サービスの内容	利用できる方
<p>利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p>	<p>就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障害者(利用開始時に65歳未満)で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労移行支援事業を利用したが、雇用に結びつかなかった方 ② 養護学校等を卒業し就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった方 ③ 就労経験があるが、現に雇用関係のない方
<p>23年度目標 21人</p>	<p>確保のための方策</p>
<p>○ 平成18年現在の利用実績をもとに、福祉作業所等の事業移行計画を踏まえて算出しました。</p>	<p>○ 福祉作業所等の就労移行支援事業への移行を促していきます。</p>



(キ) 就労継続支援B型

サービスの内容	利用できる方
<p>一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行支援等を行います。</p>	<p>就労の機会等を通じ、生産活動の知識・能力の向上や維持が期待される障害者で、</p> <p>① 企業や就労継続支援A型での就労経験がある方で、年齢等で雇用が困難となった方</p> <p>② 就労移行支援事業を利用したが、一般企業・A型の雇用に結びつかなかった方</p> <p>③ 50歳以上の方、試行の結果、起業等の雇用、就労移行支援事業等の利用が困難とされた方</p>
<p>23年度目標 671人</p>	<p>確保のための方策</p>
<p>○ 平成18年現在の利用実績をもとに、福祉作業所、精神障害者共同作業所等の事業移行計画を踏まえて算出しました。</p> <p>○ 養護学校等からの新規利用者の利用も見込んでいます。</p>	<p>○ 利用者工賃の増額に向けた取り組みを行っていきます。</p>



サービス供給見込み量の総括表

【障害福祉サービス】

	サービス名	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅系サービス	居宅介護 (人)	520	580	620	720
	(時間)	14,248	15,094	15,658	17,068
	重度訪問介護 (人)	97	99	101	107
	(時間)	30,473	31,109	31,475	33,653
	行動援護 (人)	0	4	6	12
	(時間)	0	148	226	452
	重度障害者等 (人)	0	3	4	8
	包括支援 (時間)	0	1,302	1,736	3,472
短期入所	(人)	70	81	93	125
	(日数)	512	576	628	748
児童デイサービス (人)	85	85	85	115	
居住系サービス	施設入所支援 (人)	28	50	92	430
	共同生活介護 (人)	45	55	65	95
	共同生活援助 (人)	90	110	130	190
日中活動系サービス	療養介護 (人)	6	6	6	8
	生活介護 (人)	24	60	102	751
	自立訓練(機能訓練) (人)	0	2	4	14
	自立訓練(生活訓練) (人)	4	4	4	50
	就労移行支援 (人)	5	31	77	156
	就労継続支援 A 型 (人)	1	1	11	21
	就労継続支援 B 型 (人)	41	256	451	671
相談支援 (サービス利用計画作成) (人)	0	20	40	90	

※ 2段表示のものは、上段が利用者数、下段が1か月あたりの利用量を表しています。

(3) 地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策

① 地域生活支援事業とは

- 地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが望ましい事業として位置づけられているものです
- 相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具、移動支援、地域活動支援センターの必須事業と、その他、区の判断で実施できる任意事業があります。

② 練馬区で実施する事業

- 現時点で事業が始まっているものと、今後、地域生活支援事業に組み入れていくことが決まっている事業を掲載しました。引き続き、実施事業等の検討を行っていきますので、実施事業等は変更となる場合があります。
- 必要に応じて予算措置その他の対応を行います。
- 東京都で実施する地域生活支援事業等と調整を図りながら、事業を実施します。

サービス名	サービスの内容
(1) 相談支援事業	
①障害者相談支援事業	福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助などを行います。
②地域自立支援協議会	相談支援事業の運営評価、具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言、社会資源の改善・開発に向けた取り組みなどを行います。
(2) コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
(3) 日常生活用具等給付事業	重度障害者等に、日常生活用具の給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
(4) 移動支援事業	屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行います。社会参加等の他、通学に利用できる場合があります。

(5) 地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流、機能訓練や入浴等のサービスを行います。
(6) その他の事業	
①訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
②更生訓練費給付事業	施設入所をしている身体障害者の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を給付します。
③施設入所者就職支度金給付事業	施設入所をしている身体障害者の社会復帰の促進を図るため、施設入所者就職支度金を給付します。
④知的障害者職親委託制度	知的障害者を、知的障害者の更生援護に熱意のある事業経営者等に預け、生活指導および技能習得訓練等を行います。
⑤日中一時支援事業	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、活動の場を提供し、見守りや社会適応訓練等を行います。
⑥生活サポート事業	介護給付非該当の方に、居宅介護従事者等を居宅に派遣して、必要なサービスを提供します。
⑦自動車運転免許取得助成事業	身体障害者が自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成します。
⑧自動車改造費助成事業	身体障害者が自動車改造に要する費用の一部を助成します。

サービス供給見込み量

【地域生活支援事業】

サービス名	18年度	19年度	20年度	23年度
(1) 相談支援事業				
①障害者相談支援事業 (設置数)	1	2	3	4
②地域自立支援協議会 (設置数)	0	1	1	1
(2) コミュニケーション支援事業				
手話通訳者派遣事業 (年間件数)	600	1900	2,000	2,000
要約筆記者派遣事業 (年間件数)	0	50	100	120
(3) 日常生活用具等給付事業				
①介護・訓練支援用具(年間件数)	29	60	62	65
②自立生活支援用具 (年間件数)	67	139	144	159
③在宅療養等支援用具(年間件数)	32	69	74	89
④情報・意思疎通支援用具 (年間件数)	85	181	191	221
⑤排泄管理支援用具 (年間件数)	3,217	6,756	7,094	8,212
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) (年間件数)	90	100	100	100
(4) 移動支援事業 (利用人数)	411	452	493	605
(月利用時間)	9,996	10,266	10,779	11,665
(5) 地域活動支援センター機能強化事業				
①地域活動支援センター I型 (設置数)	1	1	2	2
②地域活動支援センター(設置数) II型 (利用人数)	1	1	1	1
③地域活動支援センター(設置数) III型 (利用人数)	0	0	0	5
	0	0	0	60
(6) その他の事業				
①訪問入浴サービス (年間回数)	2,793	2,905	2,942	3,017
②知的障害者職親委託制度 (利用人数)	1	1	1	1
③更生訓練費給付事業(年間件数)	28	34	34	36

④施設入所者就職支度金給付事業 (年間件数)	1	2	2	4
⑤日中一時支援事業 (人)	16	18	30	38
(日数)	70	79	168	232
⑥生活サポート事業 (人)	0	5	8	15
(時間)	0	50	80	150
⑦自動車運転免許取得助成事 (年間件数)	5	7	7	7
⑧自動車改造費助成事業 (年間件数)	10	10	10	13

